時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意) 延長することができる時間数		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
								で何でなる。)	起算日 (年月日)		
					- 限度時間を超え	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	て労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	える時間数と休日	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数		
	-										
限度時間を超えて労働させる場合における手続											
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内	]容)								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働	加及び休日労働を合	-     算した時間	数は、1箇月につい	いて100時間未満で	なければならず、	かつ2箇月から6箇月	までを平均して80時	間を超過しないこ		ボックスに要チェッ	ク)
協定の成立年月日 年 月	日										
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で	で組織する労働組合	合)の名称又は	は労働者の過半数を		職名 夭名						
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働		織する労働約	且合である又は上記	記協定の当事者であ	) ある労働者の過半	数を代表する者が事業	<b></b> 生場の全ての労働者の	過半数を代表す		□ (チェックボックス	に要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41。 つて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。				でなく、かつ、同	法に規定する協定	等をする者を選出する	ることを明らかにして	て実施される投票			
	日	八八女	<i>,,</i> ,								
					職名 夭名						
労働基準監督署長殿											